

手話であいさつ



① おはようございます



② こんにちは



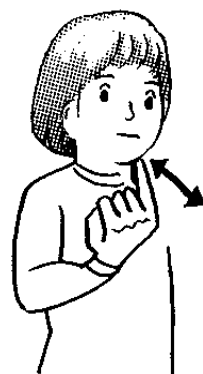
③ ありがとうございました



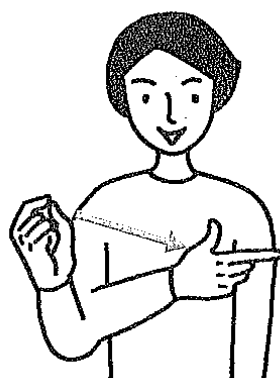
④ 承知しました



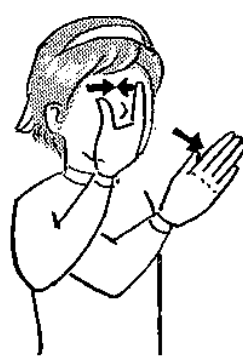
⑤ お待ちください
(お待たせいたしました)



⑥ よろしいでしょうか



⑦ すぐにいたします



⑧ 申し訳ございません

※Web21-庁内ビデオ-手話動画もご覧ください

「千曲市手話言語条例」及び「千曲市障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に関する条例」について

手話が言語であることや、障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の確保等について、市民に広く理解されることで、障がい者の権利を保障し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域社会を目指して、「千曲市手話言語条例」と「千曲市障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に関する条例」を制定しました。

(1) 『千曲市手話言語条例』

目 的	手話が言語であるとの認識に基づく、手話言語の理解・普及による地域共生社会の実現
基本理念	・人格・個性尊重の相互理解による手話言語の理解・普及 ・手話言語が音声言語と同様に1つの言語であることの認識の保持 ・手話言語を獲得する機会、手話言語で学ぶ機会、手話言語を習得する機会、手話言語を使う機会の保障
関係者の責務等	・市の責務、市民・手話言語を必要とする者・手話通訳者・事業者の役割 ・手話言語を必要とする者等の意見聴取、財政上の措置
基本的施策	・手話言語に対する理解・普及 ・手話言語による情報取得・利用しやすい環境整備 ・手話通訳者の確保・育成・資質の向上 ・災害その他非常の事態における意思疎通手段の確保

(2) 『千曲市障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に関する条例』

目 的	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進による地域共生社会の実現
基本理念	・人格・個性尊重の相互理解による障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ・可能な限りの、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の選択 ・可能な限りの、障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点においての取得
関係者の責務等	・市の責務、市民・事業者の役割 ・障がい者等の意見聴取、財政上の措置
基本的施策	・情報の取得利用・意思疎通手段の利用の推進 ・災害その他非常の事態における意思疎通手段の確保 ・意思疎通支援者の確保・育成・資質の向上 ・意思疎通手段の利用に係る市民・事業所が行う取組への支援 ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る広報・啓発活動

(3) 施行日：(1)(2)ともに令和7年4月1日